

実習実施者名	代表者名	所在地	取り消した技能実習計画の認定番号	措置理由	措置年月日
有限会社エポック	松本重昭	愛媛県宇和島市川内1067-1	認1711001206	出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項第1号及び同法第76条の2の規定に基づき罰金の刑に処せられたため、技能実習法第10条第2号に該当するものとして、同法第16条第1項第3号に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。	平成30年7月3日
			認1711001207		
			認1711001208		
			認1711001494		
タミワ玩具株式会社	民輪正秀	兵庫県加西市国正町563	認1708000160	①実習認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第9条第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。	平成30年12月27日
			認1708000161		
			認1708000882		
有限会社フジモト	藤本五十一	兵庫県加西市山田町426-1	認1708000171	①実習認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ②入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第9条第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。 ③技能実習生に対して外国人技能実習機構による実地検査に当たって、虚偽の答弁を行うよう指示したことが認められたため、技能実習法第9条第6号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。	平成30年12月27日
			認1708000172		
			認1708000804		
			認1708000805		

明加繊維株式会社	高橋清文	兵庫県加西市和泉町739-1	認1708000181	<p>①実習認定を受けた技能実習計画に従って技能実習を行わせていないことが認められ、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。</p> <p>②入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたことが認められたため、技能実習法第9条第2号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。</p> <p>③技能実習生に対して外国人技能実習機構による実地検査に当たって、虚偽の答弁を行うよう指示したことが認められたため、技能実習法第9条第6号に当たるものとして、同法第16条第1項第2号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。</p> <p>④技能実習法第10条第8号に該当するものとして、同法第16条第1項第3号に規定する取消事由に該当することとなった。</p> <p>⑤外国人技能実習機構の実地検査において、虚偽の報告を行ったことが認められたため、技能実習法第16条第1項第5号に規定する認定の取消事由に該当することとなった。</p>	平成30年12月27日
			認1708000182		
			認1708000870		
			認1708000871		
三菱自動車工業株式会社	益子 修	東京都港区芝5丁目33番8号	認1704005410	技能実習計画どおりに必須業務である半自動溶接作業を行わせていなかったため、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	平成31年1月25日
			認1704005411		
			認1704005412		
			認1704005413		
			認1704005414		
			認1704005415		
			認1704005416		
			認1704005417		
			認1704005418		
			認1704005419		
			認1704005420		
			認1704005421		
			認1704005422		
			認1704005423		
			認1704005424		
			認1704005425		
			認1704005426		
			認1704005428		
			認1704005429		
			認1704005430		
認1704005431					
認1704005432					
認1704005433					
認1704005434					
認1704019157					

			認1704019158		
			認1704019159		
			認1708009729		
			認1708009730		
			認1708009731		
			認1708009732		
			認1708009733		
			認1708009734		
			認1708009735		
			認1708009736		
			認1708009737		
			認1708009738		
			認1708009739		
			認1708009740		
			認1708009741		
			認1708009742		
			認1708009743		
			認1708009744		
			認1708009745		
			認1708009746		
			認1708009747		
			認1708009748		
			認1708009749		
			認1708009750		
			認1708009751		
			認1708009752		
			認1708009753		
			認1708009754		
			認1708009755		
			認1708009756		
			認1708009757		
			認1708009758		
			認1708009759		
			認1708009760		
			認1708009761		
			認1708009762		
			認1708009763		
			認1708009764		
			認1708009765		
			認1708009766		
			認1708009767		

パナソニック株式会社

津賀 一宏

大阪府門真市大字門真1006番地

認1708009768
認1708009769
認1708009770
認1708009771
認1708009772
認1708009634
認1708009635
認1708009636
認1708009637
認1708009638
認1708009639
認1708009640
認1708009641
認1708009642
認1708009643
認1708009644
認1708009645
認1808009455
認1808009456
認1808009457
認1808009458
認1808009459
認1808012843
認1808012844
認1808012845
認1808012846
認1808012847
認1808012848
認1808012849
認1808012850
認1808012851
認1808012852
認1808012853
認1808012854
認1808012855
認1808012856
認1808012857
認1808012858
認1808012859
認1808012860
認1808012861

労働基準法違反により罰金30万円に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第8号）に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。

平成31年1月25日

			認1808012862		
			認1808012863		
アイシン新和株式会社	二井 郁夫	富山県下新川郡入善町入膳2458番地	認1807004755	労働安全衛生法違反により罰金30万円に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第8号）に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。	平成31年1月25日
			認1807004756		
			認1807004757		
			認1807004758		
			認1807004759		
			認1807004760		
			認1807004761		
			認1807004762		
			認1807004763		
			認1807004764		
			認1807004765		
			認1807004766		
			認1807004767		
			認1807004768		
			認1807004769		
			認1807004770		
			認1807004771		
			認1807004772		
認1807004773					
認1807004774					
認1807004775					
認1807004776					
認1807004777					
認1807004778					
株式会社ダイバリー	染谷 伸一	茨城県坂東市弓田2305番地	認1703001621	相続税法違反により懲役1年及び罰金900万円に処せられたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第11号（同法第10条第1号））に規定する認定の取消事由に該当することとなったため。	平成31年1月25日
			認1703002982		
			認1703002983		

岩永好明	岩永 好明	長崎県南島原市南有馬町己1067番地	認1712002591	技能実習計画に記載された実習予定時間数を大幅に超過して技能実習を行わせていたほか、技能実習計画に記載された居住費よりも高い金額を居住費として徴収していたことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年9月6日
西山和宏	西山 和宏	香川県善通寺市下吉田町672番地	認1810002221	平成28年5月1日から平成30年4月30日までの期間において、長時間労働及び割増賃金の不払といった不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第8号）及び同項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年9月6日
三郷フーズ株式会社	中井 裕	富山県富山市水橋開発119番地5	認1707000411	発酵食品を製造する設備・機械を保有しておらず、技能実習計画の必須作業である発酵作業を行っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年9月6日
			認1707001398		
阿波スピンドル株式会社	木村 雅彦	徳島県吉野川市山川町天神80番地	認1710000202	平成29年9月27日から平成30年7月31日までの期間において、賃金の不払について不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1710000203		
			認1710000475		
			認1710000476		
			認1810001044		
			認1810001045		
			認1810001046		
			認1810001047		
			認1810001048		
			認1810001049		
			認1810001050		
			認1810001051		
			認1810001052		
			認1810001053		
			認1810001054		
			認1810001055		
			認1810001056		
認1810001057					
認1810002487					
認1810002488					
認1810002785					
認1810005009					

かね七株式会社	石黒 広一	富山県富山市水橋畠等297番地	認1810005010	技能実習計画に記載された実習予定時間を大幅に超過して技能実習を行わせていたほか、外国人技能実習機構の検査に際し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1707000507		
			認1707000508		
			認1707000509		
			認1707000510		
			認1707000511		
			認1707002623		
			認1707002624		
			認1707003606		
			認1707003607		
			認1707003608		
			認1707003609		
			認1707003610		
			認1707003611		
			認1707003612		
			認1707003613		
			認1707003614		
			認1807001715		
			認1807001716		
			認1807001717		
			認1807001718		
			認1807001719		
			認1807001720		
認1807003292					
認1807003293					
認1807003294					
認1807005522					
認1807005523					
認1807005524					
認1807005525					
有限会社キノテック	田中 救雄	長野県上田市殿城816番地1	認1705002714	労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1705002715		
			認1705002716		
			認1805000899		
			認1805000900		
			認1805000854		
認1805000855					

小池孝昌	小池 孝昌	群馬県みどり市笠懸町久宮 1 1 5 番地 1	認1704006159	時間外労働に係る割増賃金について不払があったほか、外国人技能実習機構の検査に際し、虚偽の帳簿書類の提示及び虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1704006160		
			認1704006161		
			認1704006154		
株式会社志田産業	志田 隆	岩手県大船渡市立根町字立根山 1 番地 2 1	認1802003096	労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1802003097		
			認1802003098		
			認1802004740		
			認1802004741		
			認1802004742		
			認1802004610		
認1802004611					
鈴木秀男	鈴木 秀男	茨城県小美玉市世楽 1 0 4 1 番地	認1703002210	出入国管理及び難民認定法違反により罰金刑に処せられ、その執行を終えたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第2号）に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1703002211		
			認1703002212		
有限会社ティー・ワイ・プロダクツ	堀内 保典	奈良県大和高田市礪野町 7 番 1 2 号	認1708012251	平成29年1月1日から平成30年6月30日までの期間において、時間外労働に係る割増賃金の不払について不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和元年11月15日
			認1708012252		
			認1708012253		

株式会社イケガミ	池上 茂雄	石川県小松市今江町三丁目755番地	認1807004220	平成30年1月分から同年3月分までの時間外労働に係る割増賃金の不払について、名古屋入国管理局（当時）から不正行為の通知を受け、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
			認1807004638		
			認1807004639		
			認1807004640		
			認1708007215		
			認1708007216		
			認1708007217		
			認1708007218		
			認1708007219		
			認1708007220		
			認1708007221		
			認1708007222		
			認1708007223		
			認1708007224		
			認1708007225		
			認1708011124		
			認1708011125		
			認1708011126		
			認1708011127		
			認1708011128		
			認1708011129		
			認1708011130		
			認1708011131		
			認1708011132		
			認1708011133		
			認1708011134		
			認1708011135		
			認1708011136		
			認1708011137		
			認1708011138		
			認1708011139		
			認1708011140		

株式会社コノミヤ	芋縄 隆史	大阪府大阪市鶴見区今津南一丁目5番32号	認1708011141 認1708011142 認1708011143 認1708011144 認1708011145 認1708011146 認1708011147 認1708011148 認1808005832 認1808005833 認1808005834 認1808005835 認1808005836 認1808005837 認1808005838 認1808005839 認1808005840 認1808005841 認1808005842 認1808005843 認1808005844 認1808005845 認1808005846 認1808005847 認1808005848 認1808005849 認1808005850 認1808005851 認1808005852 認1808005853 認1808005854 認1808005855	労働基準法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
有限会社サンエイ	中田 進	香川県さぬき市志度1996番地	認1810000948 認1810000950 認1810002032 認1810002033	認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
			認1707004875 認1807002880 認1807002881 認1807002934 認1807002935		

株式会社ビクトリー	片岡 哲弥	石川県輪島市町野町東大野出村50番地	認1807002936	認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
			認1807002937		
			認1807006363		
			認1807006364		
			認1807008974		
			認1807010788		
			認1807012070		
北海機材工業株式会社	神子島 隆幸	北海道札幌市中央区南一条東七丁目2番地4	認1701003063	労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、刑罰が確定したことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
			認1701003064		
			認1701003065		
			認1701003066		
			認1801009063		
			認1801009064		
			認1801009065		
			認1801009066		
			認1901000654		
			認1901000655		
			認1901000656		
三木鋼業株式会社	三木 高彦	香川県高松市朝日町四丁目11番59号	認1710000169	平成30年1月から同年9月までの間、実習計画に従って技能実習を行わせていなかったことについて、高松入国管理局（当時）から不正行為の通知を受け、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
			認1710000170		
			認1810002697		
			認1810002698		
			認1810003032		
			認1810003033		
			認1810003034		
			認1810005244		
			認1810005245		
認1810005246					
株式会社ロング・ライフ	五島 充	千葉県松戸市南花島三丁目54番5号	認1704001634	認定計画に従って時間外労働に対する割増賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年1月24日
			認1704001635		
			認1704009231		
			認1704009232		
			認1704009233		
認1704009234					

愛媛電機有限会社	弓削 三郎	愛媛県西予市野村町野村9号14番地	認1811000453	認定計画に従って技能実習を行わせておらず、その結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第1号、第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年2月21日
			認1811000454		
			認1811000455		
			認1811000500		
			認1811000501		
			認1811000502		
			認1911001037		
			認1911001038		
株式会社オルバス	弓削 三郎	愛媛県今治市郷本町三丁目1番54号	認1811000111	認定計画に従って技能実習を行わせておらず、その結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第16条第1項第1号、第3号（同法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年2月21日
			認1811000112		
			認1811000113		
			認1811000450		
			認1811000451		
			認1811000452		
			認1911000285		
			認1911000286		
有限会社ひめ企画	弓削 三郎	愛媛県西予市野村町野村9号14番地	認1711003193	認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年2月21日
			認1811001154		
			認1811001155		
			認1811001711		
			認1811001712		
			認1811001713		
			認1811002007		
			認1811001015		
			認1811001016		
			認1811001017		
			認1811003741		
			認1811003742		
			認1811004344		
			認1811004345		
認1811004346					
星加タオル株式会社	星加 浩志	愛媛県今治市南宝来町二丁目8番地の19	認1811001558	認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年2月21日
			認1811001559		
			認1811001560		
			認1811005518		
			認1811005519		
			認1811005520	認定計画に従って技能実習を行わせておらず、その結	
			認1811000219		

株式会社ユウキ	別府 由規	愛媛県今治市玉川町鍋地甲345番地7	認1811000220	果, 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから, 技能実習法第16条第1項第1号, 第3号(同法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年2月21日
			認1811000221		
			認1911000386		
有限会社キットウココ	伊藤 修郎	長野県上伊那郡箕輪町大字箕輪4923番地	認1805000514	認定計画に従って技能実習を行わせておらず, その結果, 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為が認められたことから, 技能実習法第16条第1項第1号及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。	令和2年2月21日
			認1805000515		
			認1805000516		
			認1805000517		
			認1805000518		
			認1805000519		
			認1805000520		
認1805000521					
認1805000522					